

桂川河川保全利用委員会 結果報告

日 時：平成30年12月3日(月) 14時30分～16時30分
 場 所：さくらであい館（八幡市）
 参加者数：委員6名、占用者9名、一般傍聴者3名
 河川管理者5名、事務局2名



委員会の様子

1. 議事内容および出席者

桂川河川保全利用委員会の議事内容及び出席者は、以下に示すとおりであった。

議事内容

- 1) これまでの会議の報告
 - (1) 平成30年度 連絡調整会議の報告
 - (2) 平成30年度 占用者説明会・勉強会の報告
- 2) 平成30年度審議対象案件の審議
 - (1) ランクA案件
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) その他



委員会の様子

出席者

	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	澤井 健二	摂南大学 名誉教授	委員長	○
	塚本 明正	子ども川の会 事務局長	副委員長	○
	岡 秀郎	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事		○
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府体育協会 事務局長		○
	下村 泰史	京都造形芸術大学 芸術学部 通信教育部 芸術教養学科 准教授		欠席
行政委員	藤岡 栄	京都府環境部自然環境保全課 課長	○	
	片山 嘉徳	京都府教育庁指導部社会教育課 課長	○代理;(加川副課長)	

2. 現地視察

委員会開催に先立ち、下記の行程で現地を視察した。

現地視察先	占有者
No. 62 桂川緑地離宮前公園	京都市
No. 57 桂川緑地公園	京都市
No. 64 久我橋東詰公園	京都市
No. 51 大山崎町桂川河川敷公園	大山崎町



No. 62 桂川緑地離宮前公園



No. 57 桂川緑地公園



No. 64 久我橋東詰公園



No. 51 大山崎町桂川河川敷公園

3. これまでの委員会の報告

本年度実施した、「連絡調整会議」、「占有者説明会および勉強会」の内容について報告した。

4. 占有地の個別審議

平成 30 年度審議対象案件の 4 案件について審議した。審議対象案件に対する委員会意見は次のとおりである（審議順）。

◆No.62 桂川緑地離宮前公園(京都市[北部みどり管理事務所];ランク A)

- 子どもたちが水辺に近づけるような改善が進められているように見受けられた。
- 草地の刈り残しが見られ、評価できる。草地は貴重な生物の生息場となるので、今後も草刈り業者に委託する際の仕様等について、他部署とも情報共有し、適正な緑地管理に活かされたい。
- ランク A を継続し、占有期間は 3 年とする。

◆No.57 桂川緑地公園(京都市[南部みどり管理事務所];ランク A)

- ・緑地の刈り残しについて、多目的広場のようにスペースに余裕のある場所では、5～10m 程度まとまった幅で残せると良い。植物帯は生物の生息場として重要であるため、草地の「刈り残しマニュアル」のようなものが整備できると良い。
- ・外来種に関する注意を喚起する標識等の設置について、河川管理者と協働で検討されたい。
- ・ランク Aを継続し、占用期間は3年とする。

◆No.64 久我橋東詰公園(京都市[市民スポーツ振興室];ランク A)

- ・上流側は運動施設として利用されているが、下流側には豊かな自然環境がある。下流側において、自然環境と触れ合えるような利用が推進できると良い。場所ごとの河川特性を活かした利用が望まれる。
- ・草刈りせずに放置する場所と、人々の利用のために草を刈る場所のエリアを分け、草地を利用する生物の生息場となる場所を部分的に残せると良い。
- ・ランク Aを継続し、占用期間は3年とする。

◆No.51 大山崎町桂川河川敷公園(大山崎町[建設課都市計画係];ランク A)

- ・運動公園と、小泉川の魚道から桂川合流部付近までの水辺を連続して利用することを期待していた。
- ・環境 NPO と協力して「ヒメボタル鑑賞会」などを実施していることは評価できる。今後、さらに活動を広げていくことができると良い。
- ・河川の自然の中でスポーツを楽しめる場となっており、良好な管理がなされている。
- ・ランク Aを継続し、占用期間は3年とする。

6. 一般傍聴者からの意見聴取

- サイクリングロードの利用マナーが悪く、クリーン作戦などの活動に支障が出ている。速度制限などのルールを規定して、現地に表示してほしい。
- 毎年クリーン作戦を展開している。みなさん、ぜひ参加していただきたい。

以 上